

社説

**失策は失策として
白状す可し**

政府が言論の自由を約束するや世の論者は一層筆鋒を
憤り其争を君子にしていよく束縛の無用なると悟
しむるもとならんと思ひの外、議論の調子は其時より
して却て次第に早く脱ふて罵詈謔諆を逞うする其醜態
は怡も坊間の下鄙人足等が向入卷して怒鳴るものゝ如
し當局者も初めのはせば度胸を大にして狂と呼ばれ城
はれざるほどとして思ひ止まる可きか將た再び元に立
と詫もるゝも頗るせす云ふがまゝに放任せしに官内大
臣事件に至て周囲の物論に堪へず遂に前約を空うして
過多の新聞雑誌に發行禁停を命じたり満れぬ前ふそ
闇をも厭へ既に一たび雨を賣したる上は全身ゾブ温れ
となるも意とするに足らず新聞條例改正の如き速も行
亂臣と爲し論客は官吏を以て國賊の如く思ひし時に於
ては世の論客が當局者を非議するほどいよ／＼激しくして
して萬人の氣品いよ／＼高さが如くに見之新聞紙上は
激論暴言を逞うして發行停止を命ぜらるれば其新聞は
却て好評を博して一層世に愛讀せらるゝの奇談なきに
あらざりしかども今や時勢一變して恰も其反對と爲り
漫に他と罵詈して餘計の事に人身攻撃など恣にする者
われば論者の信用を損したるほど大なるを見ても知る可し
左れば馬舌謔諆は恐るゝに足らず政府が處分せざるも
なり貴族院の邊には自から一種の杞憂者ありて今尚ほ
睡するが如く罵られたるものは傷を受くるほどなくして
傷ついたるもののみを却て身を汚すに至れり現に過失未
て論者にして法外の言論を弄ぶみるとあらば只自から
から明白なる事實なれば大體以て事に當り當初の所
若し讀處にして熱心なる者もあるよし如何にも窮しか
期の如く自から新聞條例の改正案を提出し論者をして
發行停止の必要を主張し若しも當局者が其廢止案を
出するほどわらば力を極めて反対を試み現に政府が此
なり貴族院の邊には自から一種の杞憂者ありて今尚ほ
睡するが如く罵られたる過激の文字は世人を驚嘆せしめ
一つの難議は當局者が今回新聞雑誌を處分したる申請
左なき前報して熱心なる者もあるよし如何にも窮しか
る難なれども抑も今度の處分は眞實實際に其必要ある
しに非ず前日我輩の記したる如く畢竟するに獨創的の鉛
とあれは區々の辨解を試るほどなく寧ろ激論を出掛け
人は眞實の讀者をたる辨解を試して必ず向敵を出掛け
便の一件は政府の恩恵となりと白狀す可きのみ斯く自
居るみとならんにて致むる事無ならざる比數子なり
子たまか小人たらんか進退は自から明瞭なる所し

○政務調査と繁文博識 調査會の進行見角抄々しからす

○政務調査と繁文禪禮

政務調査會の進行見角涉々しからずして世間物議の種
と爲るに至りしは如何にも言ひ甲斐なき業にして其調
査會を設くる前までは今の當局者は政府從來の積弊を
云々し諸般の行政に改革を要す可き事項寡なからざる
が如く嘆々したり果して其言の如く積弊の顯然たるもの
のあらば調査會杯を設くる迄もなく直に改革を斷行す
るならんと信じたりしに政界の所在明ならざる爲めか
將た慎重を旨としたる爲めか一朝政務調査委員會なる
ものを設置し衆議に事を決せんとしてより却て其進行
を阻害し數句一縦を擧ぐる能はず或は委員の數尙ほ不
足とや思ひけん此程みれを増員する事と爲りたれども
委員の數多ければ多きほど益々各員の責任を輕くして
愈々其効果を收め難きに至らんやも亦未だ知る可から
ず是等の事は先づ兎も角もとして今回の政務調査の大
主眼は從來の政弊を改革して行政事務を簡易にし所詮
繁文禪禮を省くにありとすれば明かに今日唯今より廣
止して差支なき事柄少なからず或は委員諸氏は平素高位
高官の高きに居て下層の事には絶対に心付かざるやも
知る可からざれば其事の人氏に直接したる卑近のもの
きが如し例へば人力車(荷車等)を新に買求めて登記を
申出づる場合の如き態々書面を以て届出でずとも唯本
人口頭にて申出で役所の係りは之を開取りたるまし帳
籍に一括署留め置けざンレバ充分なる可し然るて併

て申出で役断

の係り

申出づる場合の如き態々書面を以て届出ですとも唯本
人口頭にて申出で役所の係りは之を開取りたるまゝ帳
簿に一筆書留め置けばソレにて充分なる可し然るに斯
る無造作の事に對して嚴然たる規則を設け一定の書式
に依りて届出でしめ一字一刻の間違ありても再三の書
代を命と其面倒なるふと左ながら貸金の證文に債主が
等の書類は實際何等の効用ありやと云ふに後日の取扱
に之を再び持出す等の事は絶えてなく役所にて之を受
けたる當日より是等の書類は堆く棚上若くは倉庫
の裡に束ねられて徒に邪魔物視せらるゝのみ斯く一
方には何等の効用なく而して一方の届出づる者に於て
は固に一丁字なき労苦者甚ぶるが大切の穀業を休みて他人
に代書を依頼し急に三文印行を請ふる等無益の奔走に
時を費すとは實に氣の毒なる次第にして諸駁居官の中
實際口頭にて澤山なるもの尚ほ少なからざる可し事小
なるが如くして其實大なり當局者の一考を要する所な
らん

一、官有地・借地料の上納

是等は一々茲に記す迄もなき事ながら公有地官有地を
一私人の宅地等に貸下ぐるときは其地代を月賦にして
納むるの規定ありとてかにて成人が公園の一小部を宅地
に情受け一箇年の地代を納めて居候せんと申候でたる
に區役所の吏員は其額は相成らず矢張り毎月分納す可
しとて之を斥けたるよし述の地主ならば一箇年の地
代を一権めに前納せんと言はるときは喜んで受くべ
き筈なるに月賦にわらされは受取らずとは導入したる
次第にして人間社會の理法に合はざる談なりある類の
事柄は體面實利に乏しからず實績なればとて畢竟に世
間普通の理法を外れて執務を擅業にするが如事には非
ある可し或處は何とか簡便に其職務のみの運営と認かせ

軍服を着て、猶邊の草野者
の本元^の元^のの天下^の天^の國^のだのと人^も
其氣に成て上見^ぬ黒鷲^の旗^{たな}中樂^{くわく}

の國民の尊嚴と木に掛けたて男子は勿論、狂き女子供に至るまで皆一人の頭に一年大枚三弟と云ふ徳金と常盤草保持の爲めの體罰として校り立て血の涙を聚めて出来た體罰の試験制度も何む可し武士の本心とす可きも無體の言ふべきも不敬の所業を受ければ則ち腰間武士道の氣風行はれるべく爲め國民が軍人の平民に對する手作法亂暴無禮非道を嘗み訴ふる聲は益々強しく愈々烈しくなりたるぞ堪忍至極なる抑も獨逸士官は苟も無體の言ふべきも不敬の所業を受ければ則ち腰間の秋水を搔きちて之を云ひ之と爲したる者を蹲坐に斬て棄てざる可らざる境なりとぞろは英國の武士も同じみどなれぞ例へば道を行くに後を隨ず求めて無禮を觸せざるは彼等の美德なりしと聞けり然るに獨逸士官は貴族國の武士が新來て腰間の特權を握りなから寄呂に就と取かず以て武士の品格を保ちたるとは全く事無り平胸に就する無禮等作法は近頃多々有るに随り大抵腰間を以て其處に腰衆を以て月夫以上の者と心得、耳聾病と成れども腰間を以て月夫以上の者と心得、耳聾病は武士道と申するに非ずして却て單眼の暴行を保護する乎尚と思ひ平風を襲するみると大體皆に異らざるに至

寄付せ